

法人タクシー事業者 各位

秋田県タクシー運転者登録センター
(秋田県ハイヤー協会 内)
電話 018-853-5958

タクシー運転者の登録の取扱いについて (一部変更)

時下、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、登録センターの運営にご理解とご協力を賜り、深謝いたします。
さて、運転者登録について、本日から下記のように取扱いが一部変更になりますのでお知らせします。

記

- ・ 県外のタクシー事業者を退職後2年以内に転入する場合
☞ 地理講習のみで登録 (地理講習修了連絡書の添付でも可)
(※¹添付書類=下記欄①～⑥と⑧)
※地理講習については、「登録センター発第3号」を参照
- ・ 秋田県内で登録消除処分 (運転免許の取消又は40日以上効力停止 (免停) 等) から2年以内に登録する場合
☞ 受講の必要なし (※¹添付書類=下記欄①～⑥)
- ・ 登録センターが発行する修了証 (2年有効) をお持ちの方
☞ 地理講習のみで登録 (地理講習修了連絡書の添付でも可)
(※¹添付書類=全部)
- ・ 第二種運転免許証取得者で事業者発行の地理講習修了連絡書を持参し、講習 (法令・安全・接遇) を修了した場合
☞ 講習二日目終了後に運転者登録、運転者証を交付
(※¹添付書類=下記欄①～⑥と⑧)

※1 = 登録に必要な添付書類 (『運転者登録制度の手引き』 (赤本) を参照)

- | | | |
|--------------------------------|----------------|------------|
| ① 本人の住民票 | ② 写真 (5cm×5cm) | ③ 運転免許証の写し |
| ④ 登録申請書 (第二号様式=本人申請) | | |
| ⑤ 運転者証交付申請書 (第九号様式=会社申請) | | |
| ⑥ 雇用条件及び雇用契約証明書 (事業者発行) | | |
| ⑦ 講習修了証 (登録センター発行) の写し…新規 (追加) | | |
| ⑧ 地理講習修了連絡書 (事業者発行) ……新規 (追加) | | |

- ・ 登録手数料及び運転者証交付手数料等 ☞ 変更なし

運転者登録手数料	1件につき1,900円 (税込)
運転者証交付手数料	1件につき2,000円 (税込)
運転者証訂正手数料	1件につき1,800円 (税込)
運転者証再交付手数料	1件につき2,000円 (税込)

※ ご不明なことがありましたら、当センター (☎: 018-853-5958) まで